

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道公印規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>佐賀県東部工業用水道管理者印</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(公印の管守)</p> <p>第3条 <u>前条第1号から第6号までの公印については、佐賀県東部工業用水道管理事務所（以下「事務所」という。）副所長が、第7号の公印については事務所企業出納員が、それぞれ管守するものとする。</u></p> <p><u>(ひな形及び寸法)</u></p> <p>第4条 <u>公印のひな形及び寸法は、それぞれ別表第1及び第2のとおりとする。</u></p> <p>(公印の新調及び廃止)</p> <p>第5条 略</p> <p>(公印の印影の登録等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 所長は、前条第3項の規定により公印廃止届が提出されたときは、公印台帳から、公印の陰影の登録を<u>まっ消</u>しなければならない。</p> <p>3 所長は、前2項の規定により公印の印影を登録し、又は公印の印影の登録の<u>まっ消</u>をしたときは、すみやかにその旨を公告しなければ</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>佐賀県知事印</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(公印のひな形及び寸法並びに公印管守者)</p> <p>第3条 <u>前条各号に規定する公印のひな形及び寸法並びに公印を管守する者（以下「公印管守者」という。）は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(公印の新調及び廃止)</p> <p>第4条 略</p> <p>(公印の印影の登録等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所長は、前条第3項の規定により公印廃止届が提出されたときは、公印台帳から、公印の陰影の登録を<u>抹消</u>しなければならない。</p> <p>3 所長は、前2項の規定により公印の印影を登録し、又は公印の印影の登録の<u>抹消</u>をしたときは、すみやかにその旨を公告しなければ</p>

改正前	改正後
<p>ばならない。</p> <p>第7条・第8条 略</p> <p>(不用公印の引渡し等)</p> <p>第9条 公印管守者は、<u>第6条第2項</u>の規定により登録を<u>まっ</u>消された公印(以下「旧公印」という。)については、これを所長に引き渡さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第10条 略</p>	<p>ならない。</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>(不用公印の引渡し等)</p> <p>第8条 公印管守者は、<u>第5条第2項</u>の規定により登録を<u>抹消</u>された公印(以下「旧公印」という。)については、これを所長に引き渡さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第9条 略</p>

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

種類	ひな型	寸法 (方ミリメートル)	公印管守者
佐賀県東部工業用水道印	佐 賀 県 東 部 工 業 用 水 道 印	30	佐賀県東部工業用水道管理事務所副所長
佐賀県東部工業用水道局印	佐 賀 県 東 部 工 業 用 水 道 局 印	30	〃
佐賀県東部工業用水道管理事務所印	佐 賀 県 東 部 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 印	30	〃
佐賀県知事印	佐 賀 県 知 事 印 工 業 用 水 道	30	〃
佐賀県東部工業用水道局長印	佐 賀 県 東 部 工 業 用 水 道 局 長 印	25	〃
佐賀県東部工業用水道管理事務所長印	佐 賀 県 東 部 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長 印	21	〃
佐賀県東部工業用水道企業出納員印	佐 賀 県 東 部 工 業 用 水 道 企 業 出 納 員 印	15	佐賀県東部工業用水道管理事務所企業出納員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。